

港区議会業務継続計画 概要

1 目的 (p.1)

区内で大規模災害や感染症など区民の生命・身体及び財産に被害を及ぼす事象が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急事態が発生した場合においても、議会の機能を維持するために港区議会業務継続計画(港区議会BCP)を策定します。

2 対象とする災害等 (p.1)

地震、風水害、火災などによる大規模な事故、テロの発生などによる大規模な事件のほか、新型インフルエンザ、新型コロナウイルス等の感染症の流行とします。発動の基準については、港区業務継続計画の考え方を準用し、議長が判断します。

3 災害等発生時の議会・議員の役割 (p.1)

- (1) 議会の役割
災害等が発生した非常時においてもその機能を停止することなく、有効な議決ができる会議を開催できるよう体制を整えなければなりません。また、災害等の復旧・復興時においては、区民の代表機関として二元代表制のもとで執行機関とともに大きな責務と役割を担います。
- (2) 議員の役割
災害等の初期段階においては、区が初動体制の確立や応急対応などに奔走し、混乱状態にあることが予想されることから、議員個人からの問い合わせや情報提供、要請等の行動は直接行わないことを原則とするなど、区が応急対応業務に専念できるように配慮することが必要です。

4 港区議会災害対策協議会 (p.2)

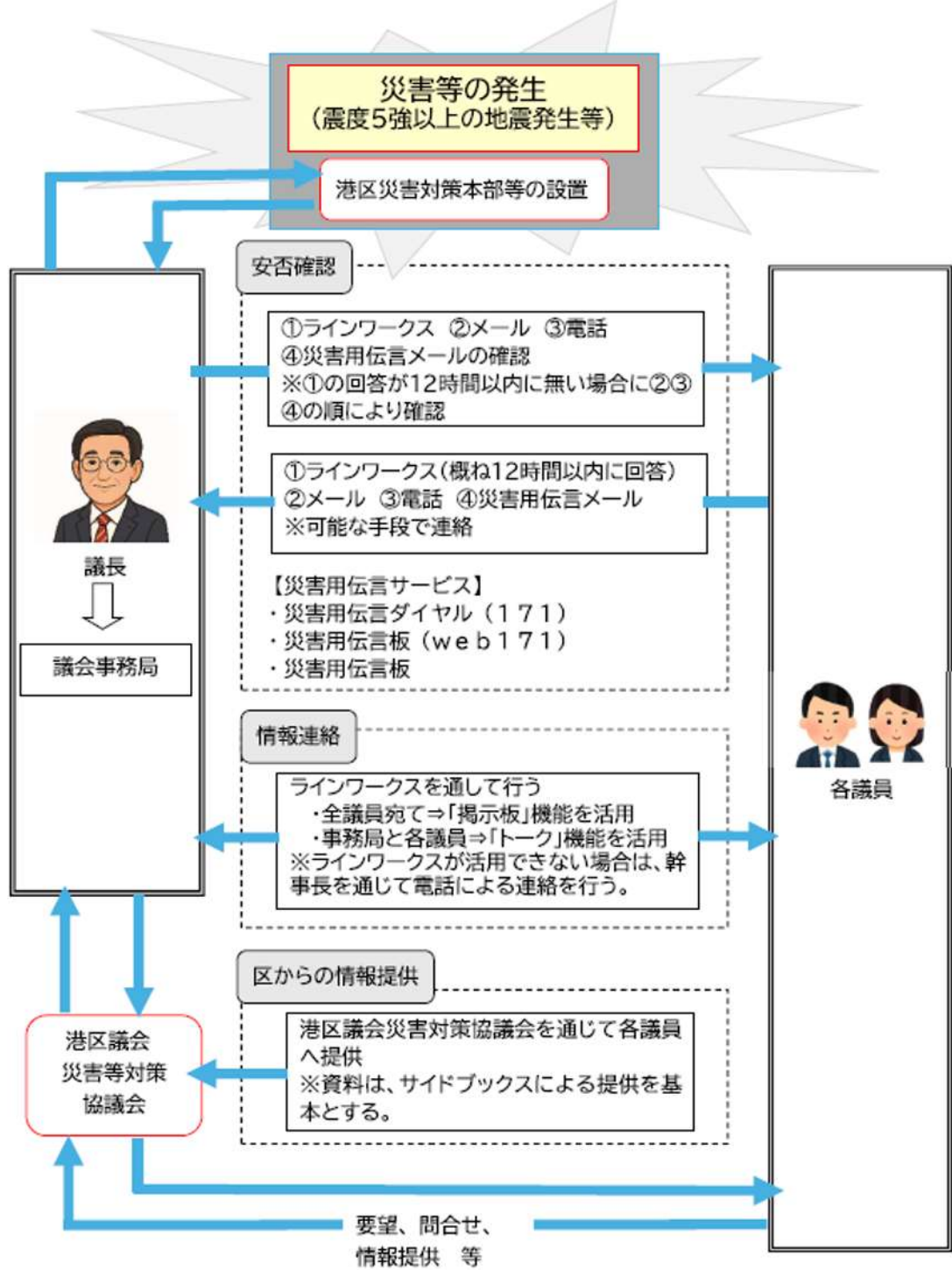
災害等の発生により港区災害対策本部等が設置された場合、議長は各議員の安否の確認及び状況の把握に努めるとともに、港区議会災害等対策協議会を設置し、区と協力して災害対応にあたります。
区(港区災害対策本部等)との連絡窓口を、対策協議会に一本化します。

委員	議長、副議長、議会運営委員会正副委員長、各会派の幹事長又は代理(一人会派を含む)
議長の職務代理	①副議長 ②議会運営委員会委員長 ③議会運営委員会副委員長 の順で職務を代理する
所掌事項	①議員が把握した被災情報等の集約、災対本部への提供 ②災対本部から入手した情報の提供 ③災対本部からの依頼事項への対応 ④災対本部への提案、提言、要望等の調整 ⑤国、東京都、関係機関等に関する要望活動等の調整 ⑥議会機能回復に向けた対応の協議 等
その他	オンラインによる開催を可能とする

5 災害等発生時の活動基準 (p.3)

- (1) 災害等発生時の情報連絡体制
⇒【災害等の発生時における連絡体制等】のとおりに
 - (2) 災害等発生時の活動基準
 - ア 災害等発生時(発災から概ね24時間)
 - イ 災害等発生から概ね2～7日
 - ウ 災害等発生から概ね8日以降
- 議会・議員・事務局
それぞれの議会運営に向けた準備までの活動基準

【災害等の発生時における 連絡体制等】



6 計画の推進 (p.7)

港区議会BCPを的確に運用するうえで必要となる発動直後の安否確認が円滑に行われるよう、適時訓練を実施します。
計画に関する新たな課題の検討や、最新の情報の計画への反映等、計画のレベルアップに取り組みます。